

坂東市障害者活躍推進計画

機関名	坂東市（市長事務部局）
任命権者	坂東市長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。なお、必要に応じて計画の見直しを行う。
坂東市における障害者雇用に関する課題	<p>坂東市（市長事務部局）は、関連事業所として特例認定を受けている坂東市教育委員会との合算値により、これまでに行った障害者任免状況通報において、法定雇用率を常時達成してきた。</p> <p>しかしながら、障害者である職員の活躍と雇用の定着のためには、今後、更なる体制整備や各種取組が必要であるため、本計画を策定する。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>各年度、当該年6月1日時点の法定雇用率以上（特例認定による坂東市教育委員会との合算値）</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.53%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務部長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員として総務課長を選任するとともに、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p>

(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、茨城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○相談窓口への相談のほか、アンケート等を通じて、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○時差出勤制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次有給休暇や、療養休暇などの各種休暇の利用を促進する。

4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。